



中国会計税務実務

2020年第6号

今回のテーマ：企業と雇用の安定 – 社会保険料・住宅積立金に関する減免・猶予政策

新型コロナウイルスによる肺炎の影響をうけて、國務院常務會議（李克強總理主宰）は2月18日、社会保険料の減免及び住宅積立金の猶予を決定した。

主な内容：

◆ 中央政策

| | 関連文書 | 主な内容 |
|-------|---|---|
| 社会保険料 | 「人事社会保障部 財政部 税務総局 企業が負担する社会保険料の段階的減免に関する通知」人社部発〔2020〕11号 | <ul style="list-style-type: none"> 2020年2月より、湖北省以外の地域の中小零細企業が負担する養老、失業、工傷の3種類の社会保険料については免除する。また湖北省では企業規模にかかわらず、一律に免除する。ただし免除期間は5カ月を超えない。 2020年2月より、湖北省以外の地域の大規模企業(ただし機関事業単位は含まない)が負担する養老、失業、工傷の3種類の社会保険料の半額について減免する。ただし半減期間は3カ月を超えない。 感染の拡大により生産経営に深刻な影響が生じた企業については、社会保険料の納付を延長する。ただし納付の延長期限は原則として6カ月を超えない。なお納付延長に係る滞納金については免除する。 |
| 医療保険料 | 「国家医療保険局 財政部 税務総局 企業負担職工基本医療保険料の段階的半減に関する指導意見」医保発〔2020〕6号 | <ul style="list-style-type: none"> 2020年2月より、基金の運用と実際の需要に基づき、基金収支の中長期的なバランスを確保することを前提として、企業が負担する職工基本医療保険料について、その半額を免除する。ただし免除期間は5カ月を超えない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則として、合同運用資金残高が6カ月以上の支払需要をカバーできる地方について半減対象とする。 ✓ 6カ月以上の支払需要はカバーできないものの、半減を必要とする地方は、各地方政府が統一的に指導するものとする。 猶予政策は継続して実行可能であるが、猶予期限は原則として6カ月を超えない。なお猶予に係る滞納金については免除する。 |
| 住宅積立金 | 「住宅・都市農村建設部 財政部 人民銀行 新型肺炎に適切に対応するための住宅積立金の段階的支援政策に関する通知」建金〔2020〕23号 | <ul style="list-style-type: none"> 企業は、2020年6月30日までの住宅積立金の納付について、納付の猶予を申請することができる。猶予期間については住宅積立金の支払年数に加算する。なお当該申請は、従業員の日常的な住宅積立金の引出しあるいは住宅積立金の貸出申請には影響しない。 従業員が、2020年6月30日までに住宅積立金ローンを正常に返済できない場合であっても、違約行為と見なされない（与信の棄損とならない）。また家賃の負担が大きい従業員に対しては、合理的に引出し限度額を増額し、柔軟な引出しを手配することができる。 疫病の影響が深刻・比較的深刻と認定された地域の企業は、従業員と十分に相談した上で、2020年6月30日までは自主的に住宅積立金を納付することが可能となる。継続的に納付する場合、納付割合については自主的に決定することができる。また納付を一時停止する場合、停止期間を住宅積立金の支払年数に加算する。なおこの場合、従業員の日常的な住宅積立金の引出しあるいは住宅積立金の貸出申請には影響しない。 |

※ 中小零細企業の判定基準は以下のとおりである。（一部業種のみ）

製造業：従業員1,000人未満または営業収入40,000万元未満

卸売業：従業員200人未満または営業利益40,000万元未満

小売業：従業員300人未満または営業利益20,000万元未満

ソフトウェアおよび情報技術サービス業：従業員300人未満または営業利益10,000万元未満

※ 詳細については、「中小企業区分基準規定」（工信部企業〔2011〕300号）参照。

◆ 2月18日までに発表された北京市・上海市・広東省の地域政策

| 地域 | 主な内容 |
|-----|---|
| 北京 | <ul style="list-style-type: none"> 感染の影響が大きく、一時的に生産経営が困難なものとなっているが、回復が期待され、また人員を削減しないまたは人員の削減が少ない企業に対しては、前年度の毎月の一人当たり失業保険金基準と保険加入者数に基づき、6カ月分の失業保険料を返還する。 新型肺炎流行の期間において、首都機能と産業発展の方向性に適合する中小零細企業に対しては、4月末までの従業員の平均人数が前年の平均人数と比べ横ばい或いは増加割合が20%未満である場合は、3カ月間の社会保険料の30%を補助する。4月末までの従業員の平均人数が前年の平均人数と比べ増加割合が20%以上である場合は、当該企業に3カ月間の社会保険料の50%を補助する。 上記の政策が適用される企業が、従業員を対象として企業実習や座学を組み合わせた雇用型訓練を実施する場合、1,000元/人の技能向上訓練補助金を受けることができる。また条件を満たす失業者については、無料で訓練を受けることができる。 |
| 上海 | <ul style="list-style-type: none"> 失業保険料の還付政策を引き続き実施する。2020年において、人員を削減しないまたは人員の削減が少ない等、条件を満たす企業に対しては、企業及び従業員が納付した前年度の失業保険料総額の50%を返還する。 社会保険料に係る納付基準期間を調整する。2020年より、社会保険の納付基準期間は7月1日から翌年6月30日までへと調整する。また2019年の納付期間は2020年6月30日まで延長する（従来の納付基準期間は4月1日から翌年3月31日までである）。 社会保険の納付期限を延長する。感染拡大の影響を受けて、企業が期限を過ぎて社会保険料を納付する場合は、管轄の社会保険取扱機構に報告すれば、滞納金は徴収されない、また保険加入者個人の記録にも影響しない。納付に係る追加手続については感染終息後3カ月以内に完成する予定である。 訓練費補助政策を実施する。感染拡大の影響を受けた企業が、休業中に従業員（派遣社員を含む）を対象としてオンラインにより雇用型訓練を実施する場合、各区の地方教育付加特別資金の補助範囲に組み入れる。この場合、訓練費用の95%の補助金を支給する。またプラットフォーム企業（電商企業）及び新業態企業についても実施する。 |
| 広東省 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険料負担を軽減する。感染拡大の影響を受けて従業員の養老保険、医療保険（生育保険を含む）、失業保険、工傷保険及び住宅積立金を期限内に納付できない企業に対しては、感染終息後3カ月以内での納付を認める。この場合滞納金は免除されるとともに、納付遅延によるペナルティはない。また個人の記録にも影響しない。失業保険料率、工傷保険料率については段階的な引き下げ政策を継続的に実施する。 失業保険料の還付政策を引き続き実施する。人員を削減しないまたは人員の削減が少ない企業に対しては、企業及び従業員が実際に納付した前年度の失業保険料総額の50%を還付する。また感染拡大の影響を受けた企業は、従業員と相談のうえ賃金の調整、労働時間の短縮などの方法で職場を安定させるよう呼びかける。 また職場の安定に関し、補助金を支給する。企業が新型コロナウイルス感染のため、治療または隔離期間の従業員に支払う給与については、当該従業員の納付した基本養老保険の50%を超えない範囲で、企業に補助金を支給する。また企業が従業員（労務社員を含む）を対象としてオンラインにより雇用型訓練を実施することを奨励するとともに、関連規定に従い補助金を支給していく。プラットフォーム企業（電商企業）及び新業態企業についても実施する。 |

お見逃しなく：

- 人事当局及び社会保険当局の最新規定を参照のうえ、関連規定に従い処理してください。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同であるがゆえに、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供いたします。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com



www.grantthornton.cn

© 2020 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。著作権所有。

「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。

致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL (致同国際) 及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL (致同国際) はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL (致同国際) 及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。

当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません